

第 3 1 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 の項事務の欄中「次の項」を「1 0 の項」に改め、同項種別・単位の欄中「当該建築に係る部分の床面積の合計が」を「確認申請 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 1 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同表 9 の 3 の項事務の欄中「第 1 8 条第 3 項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に関する通知に係る審査のうち、」を「第 1 8 条第 3 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に伴う」に改め、同項種別・単位の欄中「構造計算適合性判定を要する 1 の建築物の床面積が」を「構造計算適合性判定申請 1 件につき、次に掲げる面積等の区分のうち、構造計算適合性判定を要する 1 の建築物の床面積に該当する区分に応じた額の合計とする。」に改め、同項徴収時期の欄中「通知」を「計画通知」に改め、同項を同表 9 の 4 の項とし、同表 9 の 2 の項事務の欄中「申請に係る審査のうち、」を「申請に対する審査に伴う」に改め、同項種別・単位の欄中「構造計算適合性判定を要する 1 の建築物の床面積が」を「構造計算適合性判定申請 1 件につき、次に掲げる面積等の区分のうち、構造計算適合性判定を要する 1 の建築物の床面積に該当する区分に応じた額の合

計とする。」に改め、同項を同表 9 の 3 の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

9 の 2 建築基準法第 18 条第 3 項の規定に基づく建築物に関する計画(当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合(10 の 2 の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	建築物の建築に関する計画通知手数料	計画通知 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 13 の 2 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		計画通知のとき
		30 平方メートル以内のもの	5,600 円	
		30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	9,400 円	
		100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	1 万 4,000 円	
		200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	1 万 9,000 円	
		500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	3 万 5,000 円	
		1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	4 万 9,000 円	
		2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 4 万 6,000 円	
		1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	2 4 万 9,000 円	
		5 万平方メートルを超えるもの	4 7 万 4,000 円	

別表 10 の項種別・単位の欄中「当該計画の変更」を「確認申請 1 件につき、9 の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更」に、「合計に応じ、前項に掲げる額」を「合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 13 の項又は 14 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

10 の 2 建築基準法第 18 条第 3 項の規	適合することを認	計画通知 1 件につき、9 の 2 の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画		計画通知のとき
---------------------------	----------	---------------------------------------	--	---------

定に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	められた建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料	の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積）の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について13の2の項又は14の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。	き
--	-----------------------------------	---	---

別表11の項事務の欄中「用途」を「その用途」に、「次項」を「12の項」に改め、同項種別・単位の欄中「当該移転」を「確認申請1件につき、9の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転」に、「合計に応じ、9の項に掲げる額」を「合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について13の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の1項を加える。

11の2 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（12の2の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	計画通知1件につき、9の2の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について13の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。	計画通知のとき
---	--	---	---------

別表12の項種別・単位の欄中「当該計画の変更」を「確認申請1件

につき、9の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更」に、「合計に応じ、9の項に掲げる額」を「合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について13の項又は14の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の1項を加える。

<p>12の2 建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査</p>	<p>適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>計画通知1件につき、9の2の項に掲げる面積の区分のうち、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について13の2の項又は14の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p>		<p>計画通知のとき</p>
---	--	---	--	----------------

別表13の項事務の欄中「又は、同法」を「又は同法」に、「次項」を「14の項」に改め、同項中種別・単位の欄及び額の欄を次のように改める。

<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき</p>	<p>9,600円</p>
<p>(2) 小荷物専用昇降機 1基につき</p>	<p>4,300円</p>
<p>(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき</p>	<p>9,600円</p>

別表13の項の次に次の1項を加える。

13の2 建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（14の2の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する計画通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき	9,600円	計画通知のとき
		(2) 小荷物専用昇降機 1基につき	4,300円	
		(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	9,600円	

別表14の項事務の欄中「又は、同法」を「又は同法」に改め、同項中種別・単位の欄及び額の欄を次のように改める。

(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき	5,400円
(2) 小荷物専用昇降機 1基につき	3,300円
(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	5,400円

別表14の項の次に次の1項を加える。

14の2 建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき	5,400円	計画通知のとき
		(2) 小荷物専用昇降機 1基につき	3,300円	
		(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	5,400円	

する審査				
------	--	--	--	--

別表 1 5 の項事務の欄中「次項」を「1 6 の項」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

1 5 の 2 建築基準法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 3 項の規定に基づく工作物に関する計画（工作物を築造する場合（1 6 の 2 の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	工作物の築造に関する計画通知手数料	1 件につき	8, 5 0 0 円	計画通知のとき
--	-------------------	--------	------------	---------

別表 1 6 の項の次に次の 1 項を加える。

1 6 の 2 建築基準法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 3 項の規定に基づく工作物に関する計画（適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	1 件につき	4, 3 0 0 円	計画通知のとき
--	---	--------	------------	---------

別表 1 7 の項種別・単位の欄中「当該建築に係る部分の床面積の合計が」を「完了検査申請 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 1 9 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

1 7 の 2 建築基準法	建築物の	工事完了通知 1 件につき、次に掲げ		完了通
---------------	------	--------------------	--	-----

第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了 (当該建築物を新築し、増築し、又は改築する場合(21の2の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	建築に関する工事完了通知手数料	る面積の区分のうち、当該建築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		知のとき
		30平方メートル以内のもの	1万1,000円	
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1万2,000円	
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1万6,000円	
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	2万3,000円	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万7,000円	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	12万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	19万9,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	39万6,000円	

別表18の項種別・単位の欄中「建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転」を「完了検査申請1件につき、17の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転」に、「合計に応じ、21の項に掲げる額」を「合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の1項を加える。

18の2 建築基準法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了 (当該建築物を移転し、又はその大規模	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模	工事完了通知1件につき、17の2の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に		完了通知のとき
--	---------------------------	--	--	---------

の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（22の2の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		
--	-----------------------------	--	--	--

別表19の項事務の欄中「又は、同法」を「又は同法」に改め、同項中種別・単位の欄及び額の欄を次のように改める。

(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき	1万3,000円
(2) 小荷物専用昇降機 1基につき	8,600円
(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	1万3,000円

別表19の項の次に次の1項を加える。

19の2 建築基準法第18条第15項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第15項の規定に基づく建築設備に関する工事完了（23の2の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	1万3,000円 8,600円 1万3,000円	完了通知のとき
---	----------------------	---	--------------------------------	---------

別表20の項の次に次の1項を加える。

20の2 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第15項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件につき	9,600円	完了通知のとき
---	---------------------	-------	--------	---------

別表 2 1 の項事務の欄中「以下次項」を「2 2 の項」に改め、同項種別・単位の欄中「当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が」を「完了検査申請 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 1 9 の項又は 2 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

<p>2 1 の 2 建築基準法第 1 8 条第 1 5 項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を新築、増築又は改築した場合に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。2 2 の 2 の項において同じ。）に対する審査</p>	<p>中間検査を受けた建築物の新築、増築又は改築に関する工事完了通知手数料</p>	<p>工事完了通知 1 件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第 8 7 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 1 9 の 2 の項又は 2 3 の 2 の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。</p> <p>3 0 平方メートル以内のもの 3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの 1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの 2 0 0 平方メートルを超え、5 0 0 平方メートル以内のもの 5 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1, 0 0 0 平方メートルを超え、2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2, 0 0 0 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの 5 万平方メートルを超えるもの</p>	<p>9, 9 0 0 円 1 万 1, 0 0 0 円 1 万 5, 0 0 0 円 2 万 1, 0 0 0 円 3 万 6, 0 0 0 円 4 万 9, 0 0 0 円 1 1 万 5, 0 0 0 円 1 8 万 6, 0 0 0 円 3 8 万 3, 0 0 0 円</p>	<p>完了通知のとき</p>
--	---	--	---	----------------

別表 2 2 の項事務の欄及び手数料の名称の欄中「大規模な」を「大規模の」に改め、同項中種別・単位の欄を次のように改める。

完了検査申請1件につき、21の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。

別表22の項の次に次の1項を加える。

22の2 建築基準法第18条第15項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に係るものに限る。）の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	工事完了通知1件につき、21の2の項に掲げる面積の区分のうち、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について19の2の項又は23の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		完了通知のとき
--	---	---	--	---------

別表23の項事務の欄中「第87条の2第1項に規定する場合」を「第87条の2に規定するもの」に改め、同項種別・単位の欄中「1件につき」を「1基につき」に改め、同項の次に次の1項を加える。

23の2 建築基準法第18条第15項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。）に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき	1万3,000円 8,400円	完了通知のとき
--	--------------------------	---	--------------------	---------

別表24の項種別・単位の欄中「中間検査を行う部分の床面積の合計が」を「中間検査申請1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該中間検査を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。

ただし、当該申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について25の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。」に改め、同項の次に次の1項を加える。

24の2 建築基準法第18条第18項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	特定工程工事終了通知1件につき、次に掲げる面積の区分のうち、当該特定工程工事終了通知を行う部分の床面積の合計に該当する区分に応じた額とする。ただし、当該通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について25の2の項に掲げる額の手数料を加えた額とする。		終了通知のとき
		30平方メートル以内のもの	9,900円	
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1万1,000円	
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1万5,000円	
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	2万1,000円	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万4,000円	
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	4万6,000円	
		2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円	
		1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	16万7,000円	
		5万平方メートルを超えるもの	34万1,000円	

別表25の項事務の欄中「建築基準法第7条の3第4項」を「建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の2に規定するものに限る。）」に、「同法第7条の3第4項」を「同法第7条の3第4項の規定」に改め、同項種別・単位の欄及び額の欄を次のように改める。

(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 1基につき	1万2,000円
-----------------------------	----------

(2) 小荷物専用昇降機 1基につき	8,300円
(3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	1万2,000円

別表25の項の次に次の1項を加える。

25の2 建築基準法第18条第18項の規定に基づく昇降機(同法第87条の2に規定するものに限る。)又は同法第87条の2において準用する同法第18条第18項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に係る特定工程工事終了通知手数料	(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 1基につき (2) 小荷物専用昇降機 1基につき (3) (1)及び(2)以外の1の建築設備につき	1万2,000円 8,300円 1万2,000円	終了通知のとき
---	----------------------	---	--------------------------------	---------

別表26の項の次に次の1項を加える。

26の2 建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第18項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	1件につき	9,100円	終了通知のとき
--	----------------------	-------	--------	---------

別表27の項の次に次の1項を加える。

27の2 建築基準法第18条第22項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	1件につき	12万6,000円	承認申請のとき
---	---------------------------------	-------	-----------	---------

別表48の項の次に次の1項を加える。

48の2 建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
---	----------------------------------	-------	----------	---------

別表50の項事務の欄中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項を同表50の2の項とし、同項の前に次の1項を加える。

50 建築基準法第68条の5の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
---	----------------------------------	-------	----------	---------

別表51の項事務の欄中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同表52の項事務の欄中「第68条の5の5第1項」を「第68条の5の6第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法に基づく事務に係る手数料を新設及び変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。